平成２６年（フ）第４７７４号
大阪府守口市金田町６丁目６番５号
債務者　小川　紀子（旧姓寺地）
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０７号
沖縄県那覇市松山１丁目７番17号　サントピア松山１丁目503
債務者　志茂　昇
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２９号
岩手県釜石市八雲町７番15号　雀苑荘４号
債務者　木村　祥子
1　決定年月日時　平成26年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２６年（フ）第８５号
茨城県日立市折笠町１番地の２
債務者　佐藤　竜一
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第８７号
茨城県北茨城市関南町神岡上968―28、住民票上の住所茨城県北茨城市平潟町1718番地17
債務者　蛭田　大介（旧姓宮田）
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第３０６号
新潟市南区白根東町１丁目８番２号
債務者　樋口　ミフ
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０９号
新潟市西区黒鳥4992番地１
債務者　鷲尾美代子
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１６号
新潟市東区紫竹５丁目７番18号　トゥーランドットＡ号
債務者　田中　尚人
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３５号
新潟市北区東栄町３丁目６番２号　リバティハイツ東栄町201号
債務者　神田　与一
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４０号
新潟市江南区稲葉１丁目４番７号
債務者　斉藤けい子
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５３号
新潟市東区有楽２丁目８番地14　有楽貸家５号、前住所新潟市東区太平４丁目13番地23
債務者　佐藤　和也
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５４号
新潟市東区有楽２丁目８番地14　有楽貸家５号、前住所新潟市東区太平４丁目13番地23
債務者　佐藤　修
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０３号
岐阜市西改田字川向160番地12
債務者　加藤　秀和
1　決定年月日時　平成26年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３５３号
岐阜県各務原市川島笠田町199番地
債務者　脇田三枝子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３６５号
岐阜市東鶉７丁目６番地　グローブⅡ301号室
債務者　遠藤　広昭
1　決定年月日時　平成26年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１２５号
滋賀県彦根市東沼波町1108番地５　206号、前住所滋賀県湖南市下田2707番地５・滋賀県長浜市神照町808番地１
債務者　田中　和徳
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第４０号
京都府綾部市井倉町上有行11番地の２
債務者　渡邉かおる
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係